



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年7月13日火曜日 第1574号

◇ 目次 ◇

自衛官の募集.....	771
自衛官の採用試験.....	771
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	771
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	772
道路の区域変更（一般国道440号）.....	772
道路の供用開始（ " ）.....	773
道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....	773
道路の供用開始（ " ）.....	773
開発行為に関する工事の完了.....	773

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	774
----------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1516号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第

118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成16年7月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 男子（平成16年度第4次分）
平成16年8月2日（月）から
9月8日（水）まで
- 2 女子（平成16年度第4次分）
平成16年8月2日（月）から
9月8日（水）まで

○愛媛県告示第1517号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成16年7月13日

愛媛県知事 加戸守行

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成16年9月19日(日)	新居浜市繁本町8番65号	新居浜市民文化センター	新居浜市、西条市、東予市、四国中央市及び周桑郡
	今治市別宮町一丁目4番1号	今治市民会館	今治市及び越智郡
	松山市文京町4番地2	松山大学	松山市、伊予市、北条市、温泉郡、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市大洲891番地1	大洲市民会館	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
	宇和島市曙町1番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
(女子) 平成16年9月26日(日) 9月27日(月) どちらか1日	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」

という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労

働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年7月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド今治店
今治市東鳥生町四丁目1650番地3外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11号
代表取締役 山田 昇
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11号
代表取締役 山田 昇
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年2月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,184平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
192台
 - イ 駐輪場の収容台数
65台
 - ウ 荷さばき施設の面積
150平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
90立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後9時まで

2 届出年月日

平成16年6月24日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡面河村前組2141番3から 同村前組1788番2まで	旧	メートル 3.8～7.4 8.7～56.0	キロメートル 0.120 0.118	
			新	8.7～56.0	0.118	

○愛媛県告示第1520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字西谷字小村10682番3から 同字10655番2まで	旧	メートル 3.6~ 6.7	キロメートル 0.267	
			新	8.0~119.0	0.146	

○愛媛県告示第1521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字西谷字小村10682番3から 同字10655番2まで	平成16年7月13日

○愛媛県告示第1522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字広見698番2から 同大字722番2まで	旧	メートル 5.2~14.3	キロメートル 0.233	
			新	11.8~19.3	0.233	

○愛媛県告示第1523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字広見698番2から 同大字722番2まで	平成16年7月13日

○愛媛県告示第1524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年7月13日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第15号 平成16年6月28日	伊予市森字藏地甲248番5	伊予市米湊881番地18 梶原康仁
16松局伊土検（開）第16号 平成16年6月28日	伊予郡松前町大字永田字鍛冶分218番5	松山市三町一丁目3番25号 渡部俊彦

16松局建(開)第5号 平成16年6月30日	温泉郡重信町大字下林字畑川甲843番1	松山市河原町5番地6 株式会社 恵比寿 代表取締役 清水 大 善
16西局建(開)第4号 平成16年7月1日	西条市朔日市字鱸ノ洲新田882番の3、884番43、884番57、884番58、885番9、885番10、887番2、887番7、887番26及び885番9地先水路	西条市ひうち字西ひうち3番地39 株式会社 マルイ建材店 代表取締役 伊 藤 壽

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年7月2日	特定非営利活動法人 ハーモニーきらら	柴 田 徳 子	愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目239番地	この法人は、高齢者や心身障害者に対して生活や就労等を支援する事業を行い、これらの人々が地域社会の一員として、楽しく主体的に暮らしていけるよう支援することで、もって公益の増進に寄与することを目的とする。